



平成 27 年 8 月 21 日

各 位

会社名 株式会社<sup>テ</sup>・ウエストン・セブ<sup>レ</sup>テックス研究所  
 代表者名 代表取締役社長 日高 有一  
 (コード番号: 4 5 7 6)  
 問合せ先 取締役総務管理部長 川上 哲也  
 TEL 0 5 2 - 2 1 8 - 8 7 8 5

### 第三者割当による行使価額修正条項付第 9 回新株予約権 の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 21 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第 9 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 27 年 9 月 7 日
(2) 新株予約権の総数	34,000 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個につき 820 円(総額 27,880,000 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数 : 3,400,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 516 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 3,400,000 株です。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	2,516,680,000 円 (差引手取概算額)
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初 737 円。 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 予 定 先 )	クレディ・スイス証券株式会社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	当社は、割当予定先であるクレディ・スイス証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）との間で、新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の第三者割当て契約において、以下の内容を合意する予定です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行使許可必要期間（下記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性 ②当社による行使許可」に定義します。）中において、割当予定先は、当社に本新株予約権の行使を申請し、当社が許可した場合に限り本新株予約権を行使することができること。</li> <li>・ 一定の場合、割当予定先は当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権を払込金額と同額で買入れること。</li> <li>・ 割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を</li> </ul>

この文書は、当社の第 9 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	譲渡しないこと。 詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」及び別記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) その他」をご参照ください。
--	--

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的

当社は、プロテインキナーゼ阻害剤を中心とした新薬候補化合物の創製を手がける創薬バイオベンチャーです。当社は基礎研究に特化しており、一定段階（現在のところ非臨床試験に到達する前の段階を基準としております。）に到達した開発品について、製薬会社へのライセンスアウトを実施しております。これにより、臨床開発の推進に強みを持つ製薬会社等が開発を行うこととなり、自社での開発を継続する場合に比べて、早期の上市が期待されるとともに、低コストでの開発体制を構築しております。

これまでの研究開発の結果、当社は製薬会社へのライセンスアウトが完了したパイプラインを3つ保有しております。パイプラインの進捗状況は、緑内障治療剤「グラナテック点眼液 0.4%（開発コード：K-115）」については、平成26年12月より国内上市されております。「K-134」については、国内後期第Ⅱ相臨床試験が終了しましたが、閉塞性動脈硬化症以外の適応症への検討が行われております。緑内障治療剤「H-1129」については、非臨床試験が実施されております。

当社創製品が初めて上市されたことにより、当社の事業基盤は安定的なものとなったものと考えております。

一方で、当社が行ってきた非臨床試験に到達する前段階の開発品をライセンスアウトすると、ライセンスアウト時に行われる開発品の評価に時間を要するほか、その後の開発戦略もライセンスアウト先に大きく依存するリスクが存在します。

当社は、これらライセンスアウトに関するリスクの事業への影響の軽減を図るために、更なるパイプラインの拡充と、非臨床試験以降の開発を自社で行うことを視野に入れて事業領域の拡大を進めることが重要と考えております。具体的には、平成27年6月に当社初のインライセンス（開発候補品の他社からの購入）となる眼科用鎮痛剤の導入契約を締結するとともに、自社で創製した緑内障治療剤「H-1337」の非臨床試験に向けた準備を進めております。

当社は、今後も自社の研究開発を推進し新規化合物の創製に努めるとともに、様々な開発ステージで構成された複数のパイプラインを保有するために自社開発品以外の有望な化合物のインライセンスの検討を積極的に進めていきたいと考えております。今回の調達資金をこれまで実施してきたシグナル伝達阻害剤開発プロジェクトの開発や、新規化合物の探索・研究、インライセンス活動に充当することで新たなパイプラインの構築、パイプラインの拡充を行ってまいります。また、上記に記載のとおり、非臨床試験以降の自社開発の加速化やそれに向けた開発体制の強化、更にはパイプラインの拡充等を行うために、薬の研究開発等に係るM&A及び資本・業務提携等関連費用に充当することによって、より付加価値の高い収益構造を生み出すことを目指し、将来の更なる成長を見据えた事業展開を図る予定であります。なお、今回の調達資金は、平成25年8月8日発行の第7回新株予約権で調達した資金の支出を予定していた時期より後の期間に必要な資金を調達するものであります。これらの研究開発投資を積極的に行うことが中長期的な企業価値向上のため、既存株主の皆様の利益に資するものであると判断し

この文書は、当社の第9回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ております。

## (2) 本新株予約権の商品性

### ① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 100 株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は 3,400,000 株です。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初 737 円（発行決議日の前取引日の東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における終値の 100%の水準）ですが、本新株予約権が行使される都度、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の 90%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額は、下限行使価額である 516 円（発行決議日の前取引日の東証終値の 70%の水準）を下回って修正されることはありません。
- ・ 下記②に記載のとおり、行使許可必要期間（下記②に定義します。）中において、割当予定先は、当社に本新株予約権の行使を申請し、当社が許可した場合に限り本新株予約権を行使することができます。したがって、行使許可必要期間中は、当社の裁量により、割当予定先が行使することができる本新株予約権の数量を一定数の範囲内にコントロールすることができ、又は全く行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・ 下記②に記載のとおり、自由行使期間（下記②に定義します。）中において、割当予定先は、本新株予約権を行使する際に当社の許可を必要とせず、その裁量により本新株予約権を行使することができます。
- ・ 本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌日以降 2 年間であります。

本新株予約権に係る金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で、主に下記②乃至④の内容について契約を締結する予定です。

### ② 当社による行使許可

- ・ 割当予定先は、本新株予約権の割当日の翌日以降平成 29 年 5 月 7 日までの期間（以下「行使許可必要期間」といいます。）中は、当社から本新株予約権の行使の許可（以下「行使許可」といいます。）を取得した場合で、かつ当該行使許可に基づき本新株予約権の行使が認められる期間（以下「行使許可期間」といいます。）内に、当該行使許可に基づき行使することができる本新株予約権の数の範囲内で本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することができます。当社は、割当予定先による本新株予約権の行使の申請に対して、自由な裁量により許可又は不許可を指示することができます。
- ・ 行使申請に際しては、以下の要件を満たすことが前提となります。
  - (i) 行使申請を行う本新株予約権の個数が、8,500 個（本新株予約権の総数の 25%）を超えないこと
  - (ii) 行使許可期間が 20 取引日以内であること
  - (iii) 行使許可期間の初日の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき行使可能な本新株予約権が存在していないこと
- ・ 割当予定先は、行使許可を取得した後、当該行使許可に係る行使許可期間中に、当社に対して通知することにより、取得した行使許可を放棄することができます。
- ・ ただし、割当予定先は、平成 29 年 5 月 8 日以降の期間（以下「自由行使期間」といいます。）中は、当社の許可を受けることなく、その裁量で保有する新株予約権を行使することができます。

### ③ 当社による本新株予約権の取得

当社は、平成 28 年 3 月 8 日以降いつでも、当社取締役会において決議し、かつ割当予定先に対して

この文書は、当社の第 9 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

法令に従って通知することにより、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当予定先の保有する本新株予約権の全てを取得することができます。割当予定先は、上記通知がなされた日の翌日以降、本新株予約権の行使を行いません。

④ 割当予定先による本新株予約権の買取りの請求

平成 29 年 5 月 8 日以降のいずれかの取引日において、当社普通株式の普通取引の終値が下限行使価額を下回った場合には、割当予定先は、平成 29 年 8 月 30 日以降同年 9 月 6 日までの間に当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当予定先の保有する本新株予約権の全てを買取ります。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

<当社のニーズに応じた特徴>

① 過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が 3,400,000 株（平成 27 年 7 月 31 日現在の発行済株式数 22,783,400 株の 14.92%）と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- ・ 本新株予約権の行使は、行使許可必要期間中は、当社の許可に基づいて行われるため、株価が下限行使価額を上回る水準では、当社が行使を許可する限り行使が進むことが期待される一方、当社株価動向等を勘案して許可を行わないことによって、株式発行を行わないようにすることができます。

② 株価への影響の軽減が可能なこと

- 下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。
- ・ 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
  - ・ 下限行使価額が 516 円（発行決議日の前取引日の東証終値の 70%の水準）に設定されていること
  - ・ 上記「(2) 本新株予約権の商品性 ②当社による行使許可」に記載のとおり、一度に行使を許可することができる本新株予約権の個数の上限が定められており、株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

③ 相対的に有利な株価水準における資金調達を図れること

本新株予約権の行使については、割当予定先からの行使の申請を受けて、当社が行使の許可・不許可を決定する仕組みであるため、株価水準が思わしくないと考える場合には行使不許可とする一方、株価水準が高いと考えられる場合に行使許可とすることで、相対的に有利な株価水準における資金調達を図れることで資金調達総額の最大化を目指すことができます。

④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部を、平成 28 年 3 月 8 日以降いつでも取得することができ、また、取得に関する通知がなされた日の翌日以降、割当予定先は本新株予約権の行使を行わない旨を合意する予定であるため、資本政策の柔軟性を確

この文書は、当社の第 9 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

保できます。

#### <本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記⑤乃至⑧に記載された留意事項がございますが、当社といたしましては、上記①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ⑤ 本新株予約権の下限行使価額は、上記「(2) 本新株予約権の商品性 ①本新株予約権の構成」に記載のとおり、516 円（発行決議日の前取引日の東証終値の 70%の水準）に設定されているため、株価水準によっては早期に資金調達できない可能性があります。
- ⑥ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑦ 割当予定先に対して本新株予約権の行使を義務付けるものではないため、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑧ 本新株予約権発行後、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取りの請求を行う場合があります。ただし、買取りの請求は、平成 29 年 5 月 8 日以降のいずれかの取引日において、当社普通株式の普通取引の終値が下限行使価額を下回った場合に限られており、買取価額は発行価額と同額となります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

- ① 公募増資により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。一方、本新株予約権においては、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が予定される本新株予約権の行使に際して払い込まれる金額の総額を下回る可能性があるものの、上記②に記載の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。
- ② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、本新株予約権の潜在株式数が固定されていることと比較して、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ③ 第三者割当による新株式の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、また、現時点では新株の適当な割当先も存在しておりません。
- ④ 借入れ又は社債の発行による資金調達は、調達金額が負債となり、財務健全性の低下が見込まれるため、現状の当社の財務状況等に鑑み、望ましくないと判断いたしました。

### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,533,680,000	17,000,000	2,516,680,000

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額です。
- 2 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。

この文書は、当社の第9回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士・新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計です。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 2,516,680,000 円については、シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにおける研究開発資金及び運転資金、新規化合物の探索・研究のための研究開発資金、企業価値向上に資する M&A 及び資本・業務提携等関連費用、並びにインライセンス及び導入品の開発推進等に係る費用に充当する予定です。具体的な内訳は以下のとおりです。

手取金の使途	想定金額	支出予定時期
①シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにおける研究開発資金及び運転資金	600 百万円	平成 30 年 1 月～平成 31 年 12 月
②新規化合物の探索・研究のための研究開発資金	300 百万円	平成 28 年 7 月～平成 31 年 12 月
③企業価値向上に資する M&A 及び資本・業務提携等関連費用	800 百万円	平成 27 年 9 月～平成 31 年 12 月
④インライセンス及び導入品の開発推進等に係る費用	残額	平成 28 年 1 月～平成 30 年 12 月

(注) 1 上記差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

2 上記資金使途は平成 31 年 12 月までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、本新株予約権の行使状況により資金調達額や調達時期が決定されることから、上記資金使途の内訳については変更する可能性があります。なお、上記資金の充当については、支出時期の早いものから充当してまいります。本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。割当予定先による新株予約権の行使が行われるためには市場における当社株価が下限行使価額を一定程度上回る必要が生じます。したがって、市場における当社株価の動向によりましては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権の全部又は一部が行使されない場合においては、研究開発活動等の推進計画に支障が生じることが想定されるため、それまでの間に資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う予定です。

- ① シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにおける研究開発資金及び運転資金につきましては、平成 30 年 1 月から平成 31 年 12 月における、当該プロジェクトの対象化合物の最適化を完了（非臨床試験の前段階）させるための資金及び運転資金として充当する費用です。なお、当該プロジェクトの対象化合物の現在の開発ステージは基礎研究です。
- ② 新規化合物の探索・研究のための研究開発資金につきましては、平成 28 年 7 月から平成 31 年 12 月における、現在開発中以外の新規のプロジェクトの創出のために充当する費用です。この充当により、当社は基礎研究のプロジェクトの拡充を行ってまいります。
- ③ 企業価値向上に資する M&A 及び資本・業務提携等関連費用につきましては、平成 27 年 9 月から平成 31 年 12 月における、薬の研究開発等に係る M&A 及び資本・業務提携等関連費用として充当する費用です。この充当により、開発体制の強化、自社開発の加速化、パイプラインの拡充等企業価値向上に資する事業領域の拡大に取り組んでまいります。
- ④ インライセンス及び導入品の開発推進等に係る費用につきましては、平成 28 年 1 月から平成 30 年 12 月における、自社開発品ではないパイプラインのインライセンスを検討・導入し、開発を推進するための資金として充当する費用です。この充当により自社のパイプラインの拡充を図ってま

この文書は、当社の第 9 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

います。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### （1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人）（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼しました。プルータス・コンサルティングは、当社株式の権利行使価格、権利行使期間、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利子率を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、当社の行動としては、割当予定先による本新株予約権の行使の申請に対して行使許可は常に行うこと、及び本新株予約権の取得条項は発動しないこと、また、割当予定先の行動としては、権利行使期間中、一様に分散的な権利行使請求がなされること、及び株価が下限行使価格を下回り本新株予約権の買取り請求ができる条件が整った場合には当社に請求の通知を行うことを想定しております。当社は、プルータス・コンサルティングの評価結果を参考にし、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価と同額となる金 820 円としました。当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や本スキームの内容を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。また、取締役会での発行決議に関する手続きについて、監査役全員（うち社外監査役計3名）から取締役会が本新株予約権の発行が有利発行に該当しないと判断したことを含め、適法であるという趣旨の意見を得ております。

##### （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大 3,400,000 株であり、平成 27 年 7 月 31 日現在の当社発行済株式総数(22,783,400 株)及び当社議決権総数(227,834 個)に対する比率はいずれも 14.92%と限定的であります。

また、本新株予約権全てが行使された場合における最大交付株式数 3,400,000 株に対し、当社株式の過去1年間における1日当たりの平均出来高は 1,001,764 株であることや、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載のとおり、当社が割当予定先に対し本新株予約権の行使を許可する場合、その時点における当社株式の株価動向、出来高及び売買代金の状況を考慮した上で、必要に応じて行使を許可する本新株予約権の個数を制限することも可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社株式を売却する際には、当社株価への影響に配慮する旨の口頭での説明を受けております。

この文書は、当社の第9回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要（平成27年6月30日現在）

(1) 商号	クレディ・スイス証券株式会社		
(2) 本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼CEO マーティン・キープル		
(4) 事業内容	金融商品取引業		
(5) 資本金の額	781億円		
(6) 設立年月日	平成18年4月1日		
(7) 発行済株式数	310万7,514株		
(8) 事業年度の末日	3月31日		
(9) 従業員数	460名(単体)		
(10) 主要取引先	投資家及び発行体含む法人		
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、クレディ・スイス銀行		
(12) 大株主及び持株比率	クレディ・スイスKKホールディング(ネダーラント)B.V. 100%		
(13) 当社との関係等			
資本関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単体)			
決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
純資産	111,319	102,223	111,928
総資産	2,088,244	2,104,954	1,850,721
1株当たり純資産(円)	35,822	32,895	36,018
営業収益	37,485	52,392	52,607
営業利益	▲1,271	13,310	11,851
経常利益	▲1,095	13,177	11,576
当期純利益	▲3,221	10,064	9,743
1株当たり当期純利益(円)	▲1,036.58	3,238.67	3,135.51
1株当たり配当金(円)	—	6,166	6,166

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

この文書は、当社の第9回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権を選定した理由」に記載のとおり、割当予定先が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、割当予定先が、①国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、②同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること、等を総合的に勘案し、クレディ・スイス証券株式会社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

## (3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。ただし、当社と割当予定先との間で締結される予定である第三者割当て契約書において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

当社は、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、割当予定先の直近の財務諸表の純資産の額（平成27年3月31日現在）により、上記払込み及び行使に要する財産の存在について確認しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。また、本日現在においても、割当予定先から、本新株予約権の払込金額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。

## (5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と割当予定先の間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もございません。

## (6) その他

当社は、割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の第三者割当て契約において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」②乃至④に記載の内容以外に、下記の内容について合意する予定です。

<割当予定先による行使制限措置>

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当

この文書は、当社の第9回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

予定先に行わせない。

- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

#### 7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 27 年 6 月 30 日現在）	
日高 弘義	13.89%
日高 有一	12.21%
若狭 佐智子	3.46%
株式会社 SBI 証券	2.29%
日高 邦江	1.31%
日本証券金融株式会社	1.26%
松井証券株式会社	1.08%
若狭 沙綾	0.94%
野村證券株式会社	0.84%
マネックス証券株式会社	0.71%

（注）今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

#### 8. 今後の見通し

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途（注）2」に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途ごとに支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の 25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

この文書は、当社の第9回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (単体)

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
売上高	112,500千円	80,000千円	80,025千円
営業利益又は営業損失(△)	△257,698千円	△208,790千円	△196,955千円
経常利益又は経常損失(△)	△255,181千円	△221,214千円	△191,685千円
当期純利益 又は当期純損失(△)	△256,137千円	△222,171千円	△192,642千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	△14.49円	△10.49円	△8.47円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	24.86円	99.99円	92.95円

(注) 当社は連結財務諸表を作成しておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成27年7月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	22,783,400株	100%
現時点の行使価額 における潜在株式数	740,500株	3.25%

(注) 上記潜在株式数は全てストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
始値	131円	908円	1,058円
高値	3,755円	3,550円	1,140円
安値	130円	552円	678円
終値	898円	1,055円	737円

(注) 平成27年12月期については、平成27年8月20日現在で表示しております。

② 最近6か月間の状況

	平成27年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	855円	780円	805円	879円	816円	796円
高値	862円	984円	935円	1,140円	957円	803円
安値	746円	753円	786円	804円	678円	710円
終値	779円	816円	886円	821円	799円	737円

(注) 8月については、平成27年8月20日現在で表示しております。

この文書は、当社の第9回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

③ 発行決議日前取引日における株価

	平成 27 年 8 月 20 日
始 値	726 円
高 値	741 円
安 値	717 円
終 値	737 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
・第三者割当による第7回新株予約権の発行

割当日	平成 25 年 8 月 8 日
発行新株予約権数	20,000 個
発行価額	総額 38,700,000 円 (新株予約権 1 個につき金 1,935 円)
発行時における調達予定資金の額	2,320,700,000 円 (差引手取概算額 : 2,303,700,000 円)
割当先	野村証券株式会社
募集時における発行済株式数	20,695,900 株
当該募集における潜在株式数	2,000,000 株
現時点における行使状況	行使された新株予約権の数 : 20,000 個 (未行使残高 0 個)
現時点における調達した資金の額	1,635,450,000 円 (差引手取概算額 : 1,618,450,000 円)
発行時における当初の資金使途	①シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにおける研究開発資金として 500 百万円 (支出予定時期は平成 25 年 10 月～平成 29 年 10 月)、②新規化合物の探索・研究のための研究開発資金として 300 百万円 (支出予定時期は平成 26 年 1 月～平成 28 年 1 月)、③緑内障治療剤バックアップ化合物の非臨床試験以降の研究開発資金として 700 百万円 (支出予定時期は平成 25 年 12 月～平成 28 年 12 月)、④インライセンス資金 (他企業からのパイプラインの権利獲得のための資金) として残額を充当予定 (支出予定時期は平成 25 年 10 月～平成 26 年 10 月) です。
現時点における充当状況	発行時における当初の資金使途・支出予定時期に従って、①～③は予定どおり充当しておりますが、③につきましては、支出予定時期は当初予定より後ろにずれ込み平成 30 年 12 月頃までとなる見込みです。④につきましては、平成 27 年 6 月 2 日付で公表いたしました「眼科用鎮痛剤に関する導入契約締結のお知らせ」に記載のとおり充当しており、今後も継続してインライセンス活動を行ってまいります。なお、総額ベースでの未充当額は約 1,060 百万円であり、今後も引き続き、①～④の資金使途に、充当してまいります。

この文書は、当社の第9回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙)

## 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

### 第9回新株予約権（第三者割当て）

#### 発行要項

1. 本新株予約権の名称  
株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所第9回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間  
平成27年9月7日
3. 割当日  
平成27年9月7日
4. 払込期日  
平成27年9月7日
5. 募集の方法  
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をクレディ・スイス証券株式会社に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 3,400,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数  
34,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額  
金 820 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 8.2 円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数

この文書は、当社の第9回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初737円とする。

#### 10. 行使価額の修正

第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が516円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

#### 11. 行使価額の調整

(1)当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降こ

この文書は、当社の第9回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

れを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第（２）号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数含まないものとする。
- (5) 上記第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第（２）号の規定にかかわらず、上記第（２）号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第（２）号⑤に定める場合その他

この文書は、当社の第9回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成 27 年 9 月 8 日から平成 29 年 9 月 7 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成 28 年 3 月 8 日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第 273 条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 820 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり 820 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日の翌営業日に、本新株予約権 1 個当たり 820 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 820 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 27 年 8 月 20 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

この文書は、当社の第 9 回新株予約権発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 名古屋駅前支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上